

# 一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金の見直しについて (令和9年度～令和11年度分)

令和8年度第1回鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会資料

令和8年5月26日(火)

# 1

## 不燃物処理手数料

現行料金及び徴収対象者について



現行料金

**390円/10kg**

（令和6年度～令和8年度）

徴収対象者

環境クリーンセンターへ不燃物を直接持込する住民、一般廃棄物収集運搬許可業者

参 考

不燃物種別	費用負担者	令和7年度実績見込み	
		搬入量	費用負担額
ごみステーションから収集運搬された不燃物	市町（市町負担金）	6,345t	448,764千円
住民が直接持込する不燃物	搬入者（不燃物処理手数料）	242t	12,189千円
一般廃棄物収集運搬許可業者が搬入する不燃物	一般廃棄物収集運搬許可業者（不燃物処理手数料）	69t	

# 1

## 不燃物処理手数料

算定方針及び算定方法（案）について

算定方針（案）	不燃物の処理に要する経費（実費相当額）に基づき算定することを基本とする。ただし、社会経済情勢の急激な変化や住民生活への影響等を総合的に勘案し、必要と認められる場合は適切な調整を加えるものとする。
算定方法（案）	見直し適用期間（令和9年度～令和11年度）における不燃物の処理に要する経費の見込額（平均）を不燃物搬入見込量（平均）で除し、10kgあたりの不燃物処理手数料を算定する。

参 考      前回（適用期間：令和6年度～令和8年度）算定結果及び答申内容

維持管理費 433百万円	有価物売払収入等 111百万円	不燃物処理経費見込額 (支出額-有価物売払収入等)	搬入見込量	不燃物処理手数料
建設費相当額 196百万円	不燃物処理に要する経費 518百万円	→ 518百万円	÷ 13,300t/年	= 389.2円/10kg
支 出	収 入	令和5年12月12日答申書抜粋		
<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の処理手数料（390円/10kg）を据え置く。</li> <li>現行の不燃物処理手数料（直接持込ごみ分）は、維持管理費と建設費相当額の総額を負担していただくことを基本として設定されている。適用期間における収支及び不燃物の搬入量の見込み等を基に試算した結果、<b>現行の処理手数料とほぼ同額であるため、据え置きとする。</b></li> </ul>				

## 2

# 可燃物処理手数料

現行料金及び徴収対象者について



現行料金

**120円/10kg**

(令和6年度～令和8年度)

徴収対象者

リンピアいなばへ  
可燃物を直接持込  
する住民や事業所、  
一般廃棄物収集運搬  
許可業者

参 考

可燃物種別	費用負担者	令和7年度実績見込み	
		搬入量	費用負担額
ごみステーションから収集運搬された可燃物など (家庭系一般廃棄物)	市町 (市町負担金)	30,095t	331,194千円
住民や事業所が直接持込する可燃物 (家庭系又は事業系一般廃棄物)	搬入者 (可燃物処理手数料)	4,022t	269,113千円
一般廃棄物収集運搬許可業者が搬入する可燃物 (事業系一般廃棄物)	一般廃棄物収集運搬許可業者 (可燃物処理手数料)	18,393t	

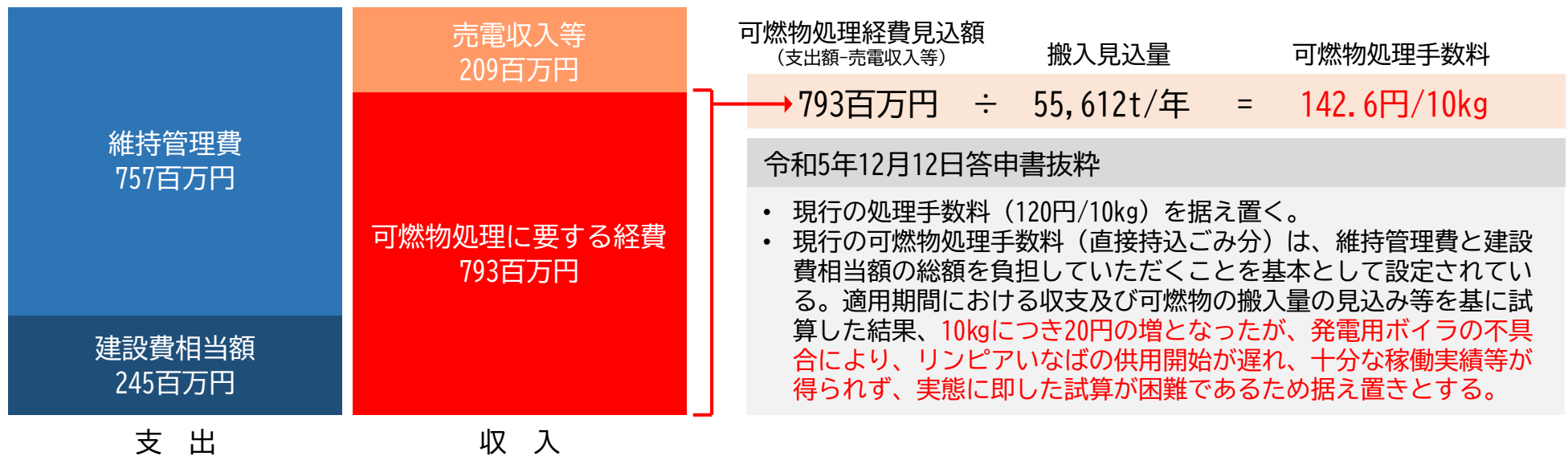
## 2

# 可燃物処理手数料

算定方針及び算定方法（案）について

算定方針（案）	可燃物の処理に要する経費（実費相当額）に基づき算定することを基本とする。ただし、社会経済情勢の急激な変化や住民生活への影響等を総合的に勘案し、必要と認められる場合は適切な調整を加えるものとする。
算定方法（案）	見直し適用期間（令和9年度～令和11年度）における可燃物の処理に要する経費の見込額（平均）を可燃物搬入見込量（平均）で除し、10kgあたりの可燃物処理手数料を算定する。

参 考	前回（適用期間：令和6年度～令和8年度）算定結果及び答申内容
-----	--------------------------------



### 3

## 因幡霊場利用料金

現行料金及び徴収対象者について



現行料金

下表のとおり  
(令和6年度～令和8年度)

徴収対象者

施設利用者

区分		利用料金		備考
		組織市町の住民	左記以外の住民	
人体	大人 (1体につき)	25,000円	55,000円	
	小人 (1体につき)	16,000円	35,000円	満4歳以下
	死胎 (1胎につき)	16,000円	35,000円	妊娠4月以上の死産児
	改葬遺骸 (1件につき)	16,000円	35,000円	
人体の一部等 (1件につき)		19,800円	45,100円	1件は10kgまで
畜類 (1頭につき)		19,800円	45,100円	

# 3

## 因幡霊場利用料金

### 算定方針及び算定方法（案）について

（赤字：前回からの変更箇所）

算定方針（案）	組織市町の住民	因幡霊場維持管理費の8割負担とすることを基本とする。
	組織市町以外の住民	組織市町の住民の利用料金に、現行料金の比率を乗じた額を基本とする。
	社会経済情勢の急激な変化や住民生活への影響等を総合的に勘案し、必要と認められる場合は適切な調整を加えるものとする。	
算定方法（案）	組織市町の住民（大人）	見直し適用期間（令和9年度～令和11年度）における維持管理費（平均）を火葬見込件数（平均）で除し、大人1件あたりの利用料金を算定する。
	組織市町以外の住民（大人）	算定された組織市町の住民（大人）の利用料金に、現行料金の比率である2.2（現行料金：55,000円÷25,000円）を乗じて得た額とする。
	小人・死胎	大人の利用料金に賦課割合係数※0.65を乗じて得た額とする。
	人体の一部等・畜類	大人の利用料金に賦課割合係数※0.75を乗じて得た額とする。
※賦課割合係数…火葬に要する燃料使用量等を勘案して設定		

### 参 考

前回（適用期間：令和6年度～令和8年度）算定結果及び答申内容

#### 組織市町の住民（大人）

$$\begin{array}{ccccccc} \text{維持管理費見込額} & \text{負担割合} & \text{火葬件数見込額} & & \text{利用料金} & & \\ 128\text{百万円} & \times 80\% & \div 4,062\text{件} & = & 25,277\text{円/件} & & \end{array}$$

#### 組織市町外の住民（大人）

$$\begin{array}{ccccccc} \text{維持管理費見込額} & \text{建設費相当額} & \text{火葬件数見込額} & & \text{利用料金} & & \\ (128\text{百万円} + 91\text{百万}) & \div & 4,062\text{件} & = & 54,068\text{円/件} & & \end{array}$$

#### 令和5年12月12日答申書抜粋

- 現行の利用料金を据え置く。
- 適用期間における収支及び火葬件数の見込み等を基に試算した結果、圏域住民の利用料金は現行の利用料金とほぼ同額であるが、圏域外住民に係る利用料金は減額となった。圏域外住民の利用料金が減額となる事象は、建設費相当額は変動しないため、火葬件数が増加する限り起こりうるものである。このことは圏域住民に不公平感が生じるため現行の利用料金を据え置きとする。

# 4 白兔グラウンドゴルフ利用料金

現行料金及び徴収対象者について



現行料金	徴収対象者
<p>下表のとおり (令和6年度～令和8年度)</p>	<p>施設利用者</p>

区分		利用料金	指定管理者 設定料金	備考
個人	子ども (1人1回につき)	300円	200円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校の児童及び中学校の生徒</li> <li>・ 小学校に就学するまでの者は無料</li> </ul>
	大人 (1人1回につき)	500円	400円	
団体 (20名以上のもの に限る。)	子ども (1人1回につき)	240円	150円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の指定管理者設定料金は東部圏域 住民に限定</li> </ul>
	大人 (1人1回につき)	400円	350円	
多目的広場貸切 (1時間につき)		1,000円	1,000円	
用具一式 (1回につき)		100円	100円	

# 4

## 白兔グラウンドゴルフ利用料金

算定方針及び算定方法（案）について

算定方針（案）	白兔グラウンドゴルフ場の維持管理費を参考にしつつ、近隣施設との均衡を図ることを基本とする。 ただし、社会経済情勢の急激な変化や住民生活への影響等を総合的に勘案し、必要と認められる場合は適切な調整を加えるものとする。
算定方法（案）	見直し適用期間（令和9年度～令和11年度）における維持管理費（平均）を利用者見込数（平均）で除し、個人（大人）1人あたりの利用料金を算定する。 なお、利用者見込数は、個人（大人）以外については、賦課割合係数※を乗じて算出する。 ※賦課割合係数…利用料金を勘案して設定

参 考      前回（適用期間：令和6年度～令和8年度）算定結果及び答申内容

### 利用料金（個人：大人）

維持管理費見込額      利用者見込数      利用料金

20百万円   ÷   18,417人/年 =   1,106円/人

### 近隣施設の利用料金

都道府県	所在地	施設名称	ホール数	協会公認	設置主体	利用料金(円)								用具使用料(円)	
						個人				団体					
						住民	住民外	年間利用	住民	住民外	大人	子ども	大人		子ども
	岩美町	岩井グラウンドゴルフ場	16	-	公共	400				4,000				100	
	若桜町	八幡グラウンド・ゴルフコース	8	認定	公共	200	100	400	200	5,000(町民)	-	-	-	-	-
鳥取県	八頭町	八東川水辺プラザ河川公園グラウンドゴルフ場	32	認定	公共	200	100	300	150	5,000	8,000	-	-	-	-
	湯梨浜町	とまりグラウンドゴルフのふる里公園グラウンド・ゴルフ場	24	認定	公共	260	150	520	320	6,300	12,500	210	100	470	260
	北栄町	レークサイド大塚グラウンド・ゴルフコース	24	認定	民間	200	100	400	100	5,200	10,400	150	100	300	100

令和5年12月12日答申書抜粋

- 本施設は最終処分場跡地の有効活用を図るために設置し、環境問題の意識啓発を図る施設という位置づけであり、営利を目的とする施設ではない。また、類似施設との均衡を図るうえからも、現行の利用料金を据え置きとする。